

2 現場指揮官は、前条第一項又は同条第三項ただし書の指示を受けることなく指定警察官に特殊銃の携帯を命じてはならない。

3 指定警察官は、第一項の命令を受けることなく特殊銃を携帯してはならない。

4 第一項の命令があつた場合には、特殊銃は、専用の特殊銃入れに收め、かつ、直ちに取り出すことができる状態にしておくものとする。

(特殊銃の取り出し)

第十一条 特殊銃の取り出しは、現場指揮官の命令により行うものとする。

2 前項の命令は、第八条第一項第四号の判断の基準に従つて行うものとする。ただし、警察本部長又は指定所屬長が事態に応じ特に必要があると認めて別段の指示をしたときは、当該指示に従つて行うものとする。

3 指定警察官は、第一項の命令を受けることなく特殊銃を取り出してはならない。ただし、状況が急迫し命令を受けることができないときは、この限りでない。

4 特殊銃を取り出しておく場合には、特殊銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激し、又は周囲にある者に不安を覚えさせないよう配慮しなければならない。

(役割分担に係る指示)

第十二条 現場指揮官は、特殊銃の取り出しに当たり、指定警察官に対し、次に掲げる役割の分担その他の特殊銃を的確に使用するため必要となる役割の分担を指示するものとする。

- 1 射撃を率先して行う任務
- 2 前号の任務の遂行を支援するため、射撃を行う任務
- 3 情報を収集し、現場指揮官に伝達する任務
(連射に係る設定)

第十三条 現場指揮官は、弾丸を連続して発射するための装置を有する特殊銃の取り出しに当たり、指定警察官に対し、当該装置の作動の有無及び態様に関する設定について必要な指示をするものとする。この場合において、現場指揮官は、事態の変化に応じ必要と認められる場合には、当該設定を変更する指示をするものとする。

2 前項の指示は、第八条第一項第六号の判断の基準に従つて行うものとする。

3 指定警察官は、第一項の規定による指示に係る設定を変更してはならない。ただし、犯罪の態様その他の事態に照らし特に必要があると認められ、かつ、状況が急迫し命令を受けることができないときは、この限りではない。

(特殊銃の使用)

第十四条 特殊銃の使用は、現場指揮官の命令により行うものとする。この場合において、当該命令は、第八条第一項第五号の判断の基準に従つて行うものとする。

2 指定警察官は、前項の命令を受けることなく特殊銃を使用してはならない。ただし、状況が急迫し命令を受けることができないときは、第八条第一項第五号の判断の基準に従つて特殊銃を使用することを妨げない。

3 銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、拳銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、拳銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。
(報告)

第十五条 警察本部長は、第七条第一項の規定により任務の遂行を命じようとするときはあらかじめ(やむを得ない場合においては、事後速やかに)、第八条第四項の報告を受けたときは速やかに、次に掲げる事項を警察庁長官に報告しなければならない。

- 1 当該任務の概要
- 2 当該任務の遂行のために用いる特殊銃の種類及び数
- 3 その他参考事項

2 銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃ったとき(盲発したときを含む。)について準用する。この場合において、拳銃規範第十条第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所屬長」とあるのは「指定所屬長」と、同条第三項中「所屬長」とあるのは「指定所屬長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長(警察庁長官(以下「長官」という。)を除く。)」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察本部長」と読み替えるものとする。

(派遣時の特例)

第十六条 指定所屬に所属する警察官の全部又は一部が警察法第六十条第一項の規定による援助の要求により他の都道府県警察に派遣された場合における第七条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「警察本部長」とあるのは「警察法第六十条第一項の規定による派遣先の警察本部長」と、「指定所屬長」とあるのは「警察法第六十条第一項の規定による派遣先の警察本部長又はその指定する者」とする。

(第四章 特殊銃の管理)

(特殊銃の安全規則)

第十七条 警察官は、特殊銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

- 1 特殊銃を手にしたときは、安全装置の状態及び薬室内のたまの有無を確かめること。
- 2 射撃するときのほか、指定所屬長が特に指示したときを除き、薬室内にたまを装てんしないこと。
- 3 射撃するときのほか、用心がねの中に指を入れないこと。
- 4 射撃の目標物以外のもの又は跳弾により人を傷つけるおそれのある方向には、銃口を向けてなすこと。
- 5 特殊銃を他人に渡すとき及び必要があつて特殊銃を特殊銃入れから出しておくときは、安全装置がかかつていること及びたまが薬室内に装てんされていなことを確認すること。
- 6 必要がある場合のほかは、特殊銃入れから特殊銃を取り出し、又はこれをもてあそばないこと。
- 7 職務上必要のない者には、特殊銃を渡し、又は特殊銃に手を触れさせないこと。

(管理責任者)

第十八条 特殊銃等(特殊銃、たま及びこれらの付属品をいう。以下同じ。)の管理責任者は、指定所屬長とし、当該所屬における特殊銃等の管理及び監督の責に任ずる。

(特殊銃の保管に関する拳銃規範の準用)

第十九条 銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条まで規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、拳銃規範第十八条第一項中「命令された部署」とあるのは「指定所屬」と、同条第三項中「前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所屬に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼された拳銃等」とあるのは「特殊銃等」と、拳銃規範第二十二条中「所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、拳銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長(長官を除く。)」とあるのは「警察本部長」と、「事故拳銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長(長官を除く。)」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、拳銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」とあるのは「警察本部」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。

(特殊銃の手入れ)
第十九条 特殊銃の手入れは、次により行うものとする。

一 特殊銃の構造から必要とされる範囲で分解をして行うこと。

二 警察官は、特殊銃を撃つたときは、その都度、速やかに手入れを行い、その後更に反復して手入れを行うよう努めること。

三 取扱い責任者は、自己の保管に係る特殊銃については、毎月一回以上手入れを行うこと。この場合において、取扱い責任者は、当該特殊銃に係る指定警察官にその手入れを行わせることができる。

(特殊銃の検査に関する拳銃規範の準用)

第二十条 銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年一月三〇日国家公安委員会規則第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この規則は、平成二十七年三月一日から施行する。

(警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一
部改正に伴う経過措置)

第四条 特殊銃の送付及び登録並びに試射弾丸及び試射薬きようの整理保管については、第一条の規定による改正後の警察官等特殊銃使用及び取扱い規範(次条において「新特殊銃規範」という。)第十八条において準用する新けん銃規範第二十四条第一項及び第三項の規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第五条 新特殊銃規範第十八条において準用する新けん銃規範第二十五条第一項に規定する送付書の様式については、新特殊銃規範別記様式第二号の様式にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和元年五月一四日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一月二七日国家公安委員会規則第二号)

(施行期日) 第一条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年三月十五日)から施行する。

(経過措置)

第一条 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。(準備行為)

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令(令和三年政令第二百八十五号)

第一条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)、第十九条の四第二項の規定による指定に係る第一条の規定による改正後の獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第二条第一項の規定による提出は、この規則の施行前においても行うことができる。

第四条 警察官の服制に関する規則(一部改正)

警察官の服制に関する規則(昭和三十一年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のよう
に改正する。
次に表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ
る規定の傍線を付した部分のように改める。

様式第1号

試射弾丸及び 試射薬きよう		登 録 票
所属名		
特殊銃	名 称	
	型 式	
	口 径	
	銃 身 長	
番 号		
試射年月日		年 月 日
備 考		

様式第2号

試射弾丸及び薬きよう送付書

令和 年 月 日

科学警察研究所長殿

警察本部長

送付物件	試射弾丸及び試射薬きよう 各1個			試射年月日	年	月	日
亡失特殊統	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失	発
亡失者	所属 官職 氏名 聖						
亡失年月日	令和 年 月 日 午前 時 分頃から 午後 時 分頃までの間						
亡失の場所							
亡失の状況							
備考							